

第 2 期
計 算 書 類

平成 28 年 4 月 1 日から
平成 29 年 3 月 31 日まで

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

東京電力フュエル&パワー株式会社

貸借対照表

平成 29 年 3 月 31 日 現在

東京電力フュエル&パワー株式会社

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	1,385,751	固 定 負 債	398,524
電 気 事 業 固 定 資 産	1,062,809	社 債	251,473
汽 力 発 電 設 備	1,061,766	長 期 未 払 債 務	29,422
内 燃 力 発 電 設 備	0	リ ー ス 債 務	4
業 務 設 備	1,043	関 係 会 社 長 期 債 務	81,102
		退 職 給 付 引 当 金	27,727
		災 害 損 失 引 当 金	269
		雑 固 定 負 債	8,524
附 帯 事 業 固 定 資 産	225	流 動 負 債	854,072
事 業 外 固 定 資 産	0	1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債	541,342
固 定 資 産 仮 勘 定	59,350	買 掛 金	57,937
建 設 仮 勘 定	59,235	未 払 金	13,883
除 却 仮 勘 定	115	未 払 費 用	17,075
		未 払 税 金	68,143
		預 り 金	222
投 資 そ の 他 の 資 産	263,365	関 係 会 社 短 期 債 務	155,431
長 期 投 資	4,844	諸 前 受 金	28
関 係 会 社 長 期 投 資	237,113	雑 流 動 負 債	6
長 期 前 払 費 用	11,138		
前 払 年 金 費 用	10,283	負 債 合 計	1,252,596
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 14		
流 動 資 産	357,310	株 主 資 本	491,308
現 金 及 び 預 金	1,274	資 本 金	30,000
売 掛 金	167,084	資 本 剰 余 金	437,981
諸 未 収 入 金	1,083	資 本 準 備 金	7,500
貯 蔵 品	52,010	そ の 他 資 本 剰 余 金	430,481
前 払 金	4,870	利 益 剰 余 金	23,326
前 払 費 用	2,149	そ の 他 利 益 剰 余 金	23,326
関 係 会 社 短 期 債 権	121,811	特 定 災 害 防 止 準 備 金	27
雑 流 動 資 産	7,041	繰 越 利 益 剰 余 金	23,298
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 15		
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 843
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 843
		純 資 産 合 計	490,465
合 計	1,743,061	合 計	1,743,061

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成 28 年 4 月 1 日 から
平成 29 年 3 月 31 日まで

東京電力フュエル&パワー株式会社
(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計				
					特定災害防止 準備金	繰越利益 剰余金					
当事業年度期首残高	245	245	9,824	10,069	-	△ 28	△ 28	10,285	-	-	10,285
当事業年度変動額											
会社分割による増加	29,755	7,255	1,357,628	1,364,883	21	△ 21	-	1,394,638	-	-	1,394,638
特定災害防止準備金の積立	-	-	-	-	6	△ 6	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△ 936,971	△ 936,971	-	-	-	△ 936,971	-	-	△ 936,971
当期純利益	-	-	-	-	-	23,355	23,355	23,355	-	-	23,355
株主資本以外の項目の 当該事業年度変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 843	△ 843	△ 843
当事業年度変動額合計	29,755	7,255	420,657	427,912	27	23,327	23,355	481,022	△ 843	△ 843	480,179
当事業年度末残高	30,000	7,500	430,481	437,981	27	23,298	23,326	491,308	△ 843	△ 843	490,465

個 別 注 記 表

平成 28 年 4 月 1 日から
平成 29 年 3 月 31 日まで

東京電力フュエル&パワー株式会社

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 長期投資のうちその他有価証券

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

(2) 関係会社長期投資のうち有価証券

移動平均法による原価法によっている。

(3) たな卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

3. 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生当事業年度から費用処理している。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

総財産を社債の一般担保に供している。

社債（1年以内に償還すべき金額を含む） 773,632 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

4,982,132 百万円

3. 保証債務等

保証債務

イ 株式会社常陸那珂ジェネレーションの東京電力エナジーパートナー株式会社との電力供給契約の履行に対する保証債務 945 百万円

ロ 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務 14,126 百万円
うち、14,077 百万円は当社以外にも連帯保証人がいる保証債務である。

合 計 15,071 百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	2,050 百万円	短期金銭債権	1,160 百万円
長期金銭債務	332,576 百万円	短期金銭債務	677,590 百万円

5. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

ガス供給事業	他事業との共用固定資産の配賦額	5,128 百万円
--------	-----------------	-----------

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高	費用	840,016 百万円	収益	1,779 百万円
営業取引以外の取引による取引高		8,310 百万円		

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,400,000 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(千円) (※)	基準日	効力発生日
平成 28 年 3 月 31 日 臨時株主総会	普通株式	936,971	資本剰余金	9,369	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日

(※) 1株当たり配当額については、基準日（平成 28 年 3 月 31 日）における発行済株式総数 100,000 株に基づき算定している。
なお、配当財産の割当は、平成 28 年 4 月 1 日に東京電力ホールディングス株式会社との吸収分割に際し発行した新株を含めた 15,400,000 株に対して行っている。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成 29 年 6 月 23 日の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定である。

配当金の総額 11,625 百万円
1 株当たり配当額 754 円 89 銭
基準日 平成 29 年 3 月 31 日
効力発生日 平成 29 年 6 月 26 日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定している。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、税法上の繰延資産、減価償却費損金算入限度超過額であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用である。
なお、将来減算一時差異と将来加算一時差異の解消見込額を相殺した純額の繰延税金資産から同額の評価性引当額を控除しているため、繰延税金資産及び繰延税金負債は貸借対照表に計上していない。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

資金調達については、親会社である東京電力ホールディングス株式会社からの借入及び社債の発行等により、電気事業等の運営上、必要な設備資金等の確実な調達に努めている。

資金運用は短期的な預金等に限定している。

長期投資は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

売掛金は、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行っている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 長期投資			
株式	2,571	2,571	—
(2) 売掛金	167,084	167,084	—
(3) 関係会社短期債権	121,811	121,811	—
(4) 社債(※2)	(773,632)	(778,095)	△4,462
(5) 関係会社短期債務	(155,431)	(155,431)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(※2) 貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 長期投資

株式は取引所の価格によっている。

(2) 売掛金、並びに(3) 関係会社短期債権

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 社債

当社の発行する社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。

(5) 関係会社短期債務

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額 長期投資 2,177 百万円 関係会社長期投資 235,063 百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としていない。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	東京電力 ホールディングス 株式会社	電気事業	(被所有) 直接 100%	資金貸借取引 役員の兼務	社債の発行(※1)	1,322,806	社債	251,473
							1年以内期 限到来の固 定負債	522,158
					資金の借入(※2)	310,924	関係会社 長期債務	86,588
							関係会社 短期債務	55,907
資金の預入(※3)	—	関係会社 短期債権	119,644					

取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 社債の発行は、東京電力ホールディングス株式会社に対し I C B (Inter Company Bond) を発行したものであり、同社が発行した社債等と同様の条件で利率を決定している。

(※2) 資金の借入は、東京電力ホールディングス株式会社に対し I C L (Inter Company Loan) により借り入れたものであり、同社の借入金と同様の条件で利率を決定している。

(※3) 資金の預入は、CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載は省略している。

2. 兄弟会社

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	東京電力エナジー パートナー 株式会社	小売電気事業 等	なし	電気の販売	電気の販売 (※)	1,540,642	売掛金	158,580

取引条件及び取引条件の決定方針等

(※) 販売価格は発電原価を踏まえ決定している。

3. 関連会社

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社 J E R A	燃料調達事業	所有 直接 50%	燃料の購入 役員の兼任	燃料の購入 (※)	793,844	関係会社 短期債務	74,291

取引条件及び取引条件の決定方針等

(※) 市場実勢を勘案し、交渉の上決定している。

【1株当たり情報に関する注記】

- 1株当たり純資産額 31,848円38銭
- 1株当たり当期純利益 1,516円57銭

【その他の注記】

1. 計算書類の作成
当社の計算書類は、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)及び「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)に準拠して作成している。

2. 財務制限条項

当社の国内円建私募普通社債(一般担保付)の一部、及び借入金の一部には、当社の財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

3. 共通支配下の取引等

当社は、平成28年4月1日付けで、東京電力ホールディングス株式会社(平成28年4月1日付けで東京電力株式会社から商号変更)の火力発電事業(離島におけるものを除く)、火力発電に係る燃料調達事業・資源開発事業・蒸気供給事業及びこれらに対する投資事業を会社分割の方法により承継し、商号を東京電力フュエル&パワー株式会社に変更した。

(1) 取引の概要

- ① 対象となった事業の名称及び当該事業の内容
火力発電事業(離島におけるものを除く)、火力発電に係る燃料調達事業・資源開発事業・蒸気供給事業及びこれらに対する投資事業
- ② 企業結合日
平成28年4月1日
- ③ 企業結合の法的形式
東京電力ホールディングス株式会社(平成28年4月1日付けで東京電力株式会社から商号変更)を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割
- ④ 結合後企業の名称
東京電力フュエル&パワー株式会社
- ⑤ 取引の目的を含む取引の概要
電力小売市場の全面自由化後の新たな事業環境に柔軟かつ迅速に適応することを目的として、会社分割の方法により、本件事業を分割会社より承継した。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理している。

4. 共同支配企業の形成等

当社は、平成28年5月23日開催の取締役会において、既存燃料事業(上流・調達)、既存海外火力IPP事業及び株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリプレース・新設事業(以下、「本件事業」という)を会社分割の方法によって、株式会社JERA(以下、「JERA」という)に承継させること(以下、この会社分割を「本件吸収分割」という)を決議し、同日、JERAと吸収分割契約を締結した。これに基づき、平成28年7月1日、当社は本件事業をJERAに承継させた。

なお、JERAは本件吸収分割契約の締結と同時に、中部電力株式会社(以下、「中部電力」という)との間にも別途吸収分割契約を締結し、中部電力の既存燃料事業(上流・調達)、既存海外発電・エネルギーインフラ事業及び株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリプレース・新設事業を同時に承継した。

(1) 取引の概要

- ① 対象となった事業の名称及び当該事業の内容
既存燃料事業(上流・調達)、既存海外火力IPP事業及び株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリプレース・新設事業
- ② 企業結合日
平成28年7月1日

③企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、J E R Aを承継会社とする吸収分割

④結合後企業の名称

株式会社J E R A

⑤その他取引の概要に関する事項

東京電力ホールディングス株式会社（平成 28 年 4 月 1 日付けで東京電力株式会社から商号変更）は、平成 27 年 2 月 9 日、中部電力との間で包括的アライアンスの実施について合意し、両社の燃料調達や上流、輸送、トレーディング等の燃料関連事業ならびに国内外の発電所に関する新規開発・リプレース事業を統合実施する新会社を共同で設立する旨の合弁契約を締結した。また、平成 27 年 12 月 22 日、両社の既存燃料事業（上流・調達）、既存海外発電・エネルギーインフラ事業及び株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリプレース・新設事業をJ E R Aへ統合する諸条件や手続きに関する事項等を定めた関連合意書（以下、「本関連合意書」という）を締結した。これらに基づき、平成 27 年 4 月 30 日に設立したJ E R Aに、本件事業を承継させることとした。

⑥共同支配企業の形成と判定した理由

この共同支配企業の形成にあたっては、東京電力ホールディングス株式会社（平成 28 年 4 月 1 日付けで東京電力株式会社から商号変更）と中部電力との間で、両社がJ E R Aの共同支配企業となる合弁契約及び本関連合意書を締結しており、企業結合に際して支払われた対価はすべて議決権のある株式である。また、その他支配関係を示す一定の事実は存在していない。従って、この企業結合は共同支配企業の形成であると判定した。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日）に基づき、共同支配企業の形成として処理している。